

安永八亥年給帳にみられる明里御蔵出について

中村 賢

はじめに

福井県文書館寄託松平文庫に「安永八亥年知行給帳」(以下、安永給帳)という資料がある^①。重富時代の福井藩の給人について知行高順に列記したもので、安永八年(一七七九)の福井藩給人の知行体系がわかる資料だが、特筆すべき点は、知行に「明里御蔵出」と追記されている給人が存在することである。

福井藩研究においては周知のことであるが、貞享三年(一六八六)における藩領の半減、いわゆる貞享の半知を契機として、以後、福井藩の給人は「地方」「御蔵出」に分かれた。地方は従来からの地方知行を引き継ぐ存在であり、村付されており、夫米や口米、糠や藁といった付加税も含む形で、村方からの年貢収納が認められている。一方、御蔵出は、先の付加税にあたるものの徴収は認められず、取米(本年貢)についても藩の代官の指示に従って年貢を徴収した。

村付はされていたようだが^②、家督相続のときに下される書出には村名は記述されていない^③。御蔵出という名称もあいまって、本来に村方から年貢を徴収していたのか疑問が残る。半知以後の藩の成箇帳^④では、御蔵出の知行は藩の蔵入地分として記述されているので、藩の認識としては、もはや御蔵出は切米取・扶持米取と変わらないというものだったとも捉えられる。

御蔵出が地方知行にあてはまるのか、実質的には蔵米知行とみなすべきなのか、明確な回答はまだ出ていない。しかし、今回取り上げる安永給帳に登場する明里御蔵出は、文字どおり解釈すれば御蔵出の中でも、明里御蔵から俸禄が支給されていた存在と考えられる。では、普通の御蔵出とは何が異なるのか。この論考では安永給帳の全体像を確認しながら、明里御蔵出に類別される者たちについて、共通点など若干の考察を加えたい。いまだ不明な点が多い御蔵出について、今後の研究の一端となれば幸いである。

一 安永給帳の全体像

(一) 形態と記述形式・構成

福井藩の歴代藩主の給帳は、縦帳か半横帳の形態で、タイトルは「○○様御代給帳」(○○は藩主名や院号)となっていることが多いが、安永給帳は縦帳で表紙に装丁などはされておらず、シンプルにタイトル「安永八亥年知行給帳」が書かれている(図1)。

記述形式としては、知行高の下に給人の名前が書かれた簡単なものである。例えば家臣団筆頭の府中本多家の場合は、「一、高式万石 本多内蔵助」というように記載されている。家格や役職についての記載はないが、知行高と名前の間に足高や○人扶持といった追記が入ることがある(図2)。



図1

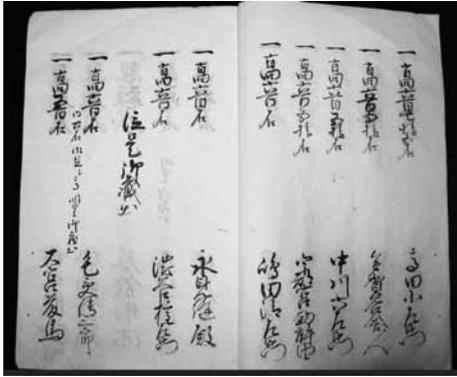


図2

資料の構成としては、まず地方が記載され、その後御蔵出が記載されている。後述するが、この御蔵出の中には商人も含まれている。その後、寺社領地方という見出しで寺社に関する記載、最後に役員明里御蔵出という見出しで役料を給付されていた給人に関する記載で締めくくられている。

(二) 内容

安永給帳における地方(および与力)・御蔵出の人数と知行高合計を、前後の給帳と比較したのが表1である。与力(三九家)については個人名の記載はないものの、特定の給人(多くは要職につく地方)に付記される形で記載がある。比較を通してわかることは、地方や与力の人数は、安永給帳と前後の給帳とはそれほど差異はないことである。御蔵出については、宗矩時代から安永期に七〇人程度、石高では九千石程度の増加がみられる。

表1 安永給帳と前後の給帳の比較(地方・与力・御蔵出)

	宗矩給帳		安永給帳		斉承給帳	
	人数	知行高合計	人数	知行高合計	人数	知行高合計
地方	33人	64560	31人	68520	32人	67245
与力			39人	3900	39人	3900
御蔵出	312人	55025	380人	64325	376人	61405

注1 斉承給帳の人数は『福井市史通史編2』の表24に拠る。しかし給帳の記述と整合しない部分もあるので再検討の余地あり。

注2 宗矩給帳において知行高600石以上は地方、100石以上600石未満を御蔵出として集計した。

注3 各給帳の知行高合計は100石以上の知行を合計したもの。ただし、安永給帳については50石という知行が数人みられるがそれらも合計に含めている。

注4 安永給帳の御蔵出の人数には商人を、知行高合計については明里御蔵出分を含めている。

表2は、安永給帳で地方や御蔵出など見出しがあるものについて、該当数と石高をグループ毎にまとめたものである。地方は府中

本多家を含め三一人、御蔵出は三八〇人である。この御蔵出の中に明里御蔵出と追記されたものが二〇人（給人が一五人・商人が五人）確認できる。寺社領地方として、地方として知行を与えられていた寺社は一四寺院、そのうち二寺院について明里御蔵出という追記がなされている。最後に役料明里御蔵出として六四人の給人の記載されている。なお安永給帳に記載はないが、以上の明里御蔵出分および役料明里御蔵出分を総合計すると、一万石強となる。次にそれらの該当者について考察する。

二 明里御蔵出の該当者について

表3は安永給帳の中で明里御蔵出と記載されたもの（給人、商人、寺社）を知行高・知行高の中の明里御蔵出の分・知行の追記、安永八年時点での居住地についてまとめたものである。いくつかのグループに分けて紹介したい。

(一) 毛受伝三郎

御蔵出の中で知行高の後に明里御蔵出と記載されている給人は

表2 安永給帳の内容

	該当数	知行高合計
①地方	31人	68520
②与力	39人※	3900
③御蔵出	380人	64325
④明里御蔵出	20人	3250
給人知行合計 (①+③)		132845
⑤寺社領地方	14寺院	1985
⑥明里御蔵出	2寺院	115
⑦役料明里御蔵出	64人	6900
明里御蔵出合計 (④+⑥+⑦)		10265

※4人については御蔵出（渥美新右衛門）に付属

表3 明里御蔵出の該当者

姓名	知行	明里御蔵出	知行追記	役職	安永8年時点での居住地	重富給帳での居住地
毛受伝三郎	600	100	内百石御足シ高 明里御蔵出	御中老		
大道寺孫九郎	500	500	明里御蔵出	御側見習	江戸(享保2年-文政12年)	
大井弥十郎	200	200	明里御蔵出 内五拾石御足高	江戸留守居	江戸(明和5年-天明5年)	
藤田加左衛門	150	150	明里御蔵出	御徒士頭格	江戸(元禄3年-文政13年)	
小寺作左衛門	150	150	明里御蔵出		江戸(元禄4年-文久3年)	
近藤十兵衛	150	150	明里御蔵出		江戸(享保10年-文政3年)	
淺見忠右衛門	150	150	明里御蔵出	御聞番		
桜井庄九郎	150	150	明里御蔵出 内五拾石御足高	御時直役	江戸(享保7年-文政12年)	霊岸島御中屋鋪
埴原八藏	100	100	明里御蔵出	御裏役	江戸(元禄15-文久3年)	霊岸島御中屋鋪
加藤八郎左衛門	100	100	明里御蔵出	御近習番頭取		
大道寺七右衛門	100	100	明里御蔵出	御近習御時直役		霊岸島御中屋鋪
中沢助四郎	100	100	明里御蔵出			下谷御徒町
福山金之丞	100	100	明里御蔵出			
嶋川門太夫	100	100	明里御蔵出	御右筆	(文政12年福井引越)	
杉山市左衛門	100	100	明里御蔵出			霊岸島御中屋鋪
牧村清左衛門	300	300	明里御蔵出 免三ツ三歩通		大坂(商人)	
牧村五郎右衛門	300	300	右同断		大坂(商人)	
木谷藤右衛門	200	200	明里御蔵出 免三ツ三歩通		加賀栗崎(商人)	
橋本助右衛門	150	150	明里御蔵出 免三ツ三歩通 外二百五拾石高分御借り成		江戸(商人)	
打宅直右衛門	50	50	明里御蔵出 免三ツ三歩通之内 宝暦十一巳年々当分六歩通御借免 式ツ五歩通御渡免		敦賀(商人)	
明静院	100	100	三ツ三歩通明里御蔵出 外拾人扶持		上野(寛永寺の子院)	
松雲院	15	15	明里御蔵出三ツ三歩通			

一五人である。多くは明里御蔵出とだけ記載されているが、毛受伝三郎（知行六百石）については「内百石御足シ高 明里御蔵出」と記載されており、百石の足高について明里御蔵出ということになる。足高のみが明里御蔵出となっているのは一五人のうち毛受のみである。なぜ足高が明里御蔵出になっているのかは現時点ではわからない。毛受が、地方と御蔵出の境界であいまいな立ち位置であること（知行高としては本来、地方に類別されるものであるが、足高を除いた分が判断基準とされ、御蔵出に類別されていること）も関係しているのかもしれない。ちなみに毛受はこの後、天明五年（一七八五）に足高が本知に組み入れられ地方扱いになっている。⁽⁷⁾

(二) 大道寺孫九郎から杉山市左衛門（一四人）

大道寺孫九郎以下一四人の給人について、多くは明里御蔵出と記載されており、知行（本知）がそれに該当していると考えられる。ただ、大井弥十郎（知行弍百石）、桜井庄九郎（知行百五拾石）については、「明里御蔵出 内五拾石御足高」と記載されている。⁽⁸⁾ 後述するが大井は役料明里御蔵出でもある。大井については本知＋足高＋役料、桜井については本知＋足高が明里御蔵出であったと考えられる。

この一四人の中で、共通点として考えられるのは、安永八年時点で福井居住ではないということである。藩士履歴で確認すると、大道寺孫九郎家は享保一二年（一七二七）に江戸で召し抱えられ、文政一二年（一八二九）に福井引越が命じられるまで、江戸に滞在している。⁽⁹⁾ 大井弥十郎についても同様で、さらに彼は安永八年時点で

江戸留守居役である。また、重富の近習を掲載した給帳⁽¹⁰⁾では、居住地が掲載されているので、藩士履歴で居住地が確認できなかったものを中心に調べたところ、桜井庄九郎や埴原八蔵は霊岸島御中屋鋪、中沢助四郎は下谷御徒町と江戸居住であることがわかった。このグループに属する者ほとんどについて、江戸居住であることが確認できた。在江戸という点に注目すると、先に挙げた毛受も、江戸居住は確認できないが、安永八年時点で彼は御中老を務めており、この年の参勤に付き従う立場であったことも関連している可能性もある。

(三) 牧村清左衛門から打它直右衛門（五人）

牧村清左衛門から打它直右衛門までは藩士ではなく商人である。それぞれ拠点は太坂・加賀・江戸・敦賀と異なるが、福井藩と付き合いがあった。⁽¹¹⁾ 安永給帳では御蔵出の項目に含めて記載されているが、給人で最後尾に記載されたものの後に余白があるにもかかわらず、新たな頁にこの五人が記載されているので、給人とは区別されている様子がうかがえる。

このグループの特徴として、免（年貢率）が記載されていることが挙げられる。牧村清左衛門の場合は「明里御蔵出 免三ツ三歩通」となっている。商人の間で、免の数値が微妙に異なっている。蔵入地の平均免を基準に商人によって微妙に差をつけたのか、あるいは村付された知行の免を基準にしたか現時点ではわからない。商人に村付をするというのは考えにくい、もしそうだとすると非常に興味深い。

(四) 明静院、松雲院

明静院は、忠昌が開基となり建立された上野寛永寺の子院のひとつである。藩の庇護を受けており、吉品の給帳から知行が記載されている。松雲院は朝倉氏滅亡後、一乗谷朝倉館跡に建立された心月寺が慶長六年（一六〇一）北庄へ移った後に、その跡地に寺院として成立したものである。この二寺院についても追記に免の記載がある。

以上、御蔵出、商人、寺院の中で明里御蔵出の該当者を確認してきたが、共通してみえる特徴としてはやはり福井以外で活動しているものということだろう。

三 役料明里御蔵出の該当者について

このグループに関しては、前四グループと異なり、知行に追記される形ではなく、地方・御蔵出とは別に見出しが立てられ、給帳の前半部で御蔵出として記載されているものの中で、役料を給付されていた給人がまとめられている。該当者は大宮左金吾以下六四人にのぼる。該当者の本知と役料および、安永八年時点の役職についてまとめたのが表4である。ほとんどが役料明里御蔵出だけ給付されている者たちだが、中には本知が明里御蔵出として記載されている給人（浅見忠右衛門、大井弥十郎）もいる。

福井藩の役料の給付基準については、元禄期成立の御用諸式目に以下のような記載がある。

一、御役料之事、当御代始物頭・御使番以上之御役、知行高三百石二不满者へ、為馬所持之役領高百石宛被下置之、御蔵出定免、三ツ五歩二被極之（後略）

物頭、御使番以上の役職で、知行高が三〇〇石未満のものに対して馬を所持させる目的で一〇〇石を宛がう、ただし実際に支給するのは三ツ五歩（三五%）の定免とする、という内容である。役料明里御蔵出の該当者をみると、知行高が三〇〇石に満たないものという内容は御用諸式目と一致するが、役料については一〇〇石だけでなく、五〇石から一五〇石と若干幅がある。安永期には役料についてもヴァリエーションが広がったとみるべきか。安永期において、三〇〇石未満の御蔵出の役料は明里御蔵出とされていたことは間違いないようである。

以上、明里御蔵出、役料明里御蔵出について簡単に考察を加えたが、その該当者の共通点を大まかにまとめておきたい。ひとつは御蔵出・商人・寺院について明里御蔵出という扱いになっているのは、福井以外で活動しているものである可能性が高いこと。もうひとつは三〇〇石未満の御蔵出で役料を給付されているものも対象となっていること、である。また、御蔵出の中の明里御蔵出の立ち位置だが、安永給帳から読み取る限りでは、明里御蔵出は御蔵出の中でも特別な存在、という位置づけではないと考えられる。

表4 役料御蔵出の該当者

姓名	知行高	役料明里御蔵出	役職	姓名	知行高	役料明里御蔵出	役職
大宮左金吾	150	150	御触頭	渥美新右衛門	600※	100	寺社町奉行
波々伯部八大夫	100	150	御預郡奉行	西尾十左衛門	250	100	御持弓頭屋敷奉行
原田彦八郎	100	150	御使番	河合善十郎	150	100	若殿様御小姓頭取 同御付御側締り役
数賀山彦右衛門	100	150	御先物頭	田辺久藏	200	100	御目付
石川忠左衛門	100	150	御先物頭	大井弥十郎	200	100	江戸御留守居
村田十太夫	100	150	御奉行	大関彦兵衛	150	100	御徒士頭
中村一郎右衛門		150		波多野五郎左衛門	150	100	御水主頭
渋谷五郎右衛門	100	150	御先物頭	松原四郎兵衛	150	100	御使番
河崎三郎助	100	150	名目御広敷御用人	大野左七郎	150	100	御側物頭
丹羽市左衛門	100	150	御先物頭	大井田新九郎	150	100	御使番
門野九右衛門	100	150	御長柄奉行	長谷部半右衛門	150	100	御水主頭
横井久太夫	100	150	御作事奉行	原平左衛門	150	100	御先物頭
高間九兵衛	100	150	御奉行大坂居役 (御奉行本役)	彦坂又兵衛	200	100	御先物頭
大久保助十郎	100	150	御使番	河津孫十郎	175	100	御先物頭
吉田弥八郎	100	150	御膳番筆頭	中村八大夫	150	100	御普請奉行
浅見又七郎	100	150	御徒士頭	高村四郎左衛門	150	100	御先物頭次席
中根九右衛門	200	100	若殿様御側向万端締り役	荻野小右衛門	200	100	
加賀藤左衛門	200	100	御持弓頭 屋敷奉行兼	土屋五郎大夫	150	100	御先物頭
出淵平兵衛	150	100	若殿様御腰物方	加藤半左衛門	200	100	御小姓見習
雨森佐助	200	100	御旗奉行	柄屋八左衛門	200	100	御先物頭
秋田七郎兵衛	150	100		鈴木小兵衛	200	100	御先物頭
石原捨五郎	150	100	御目付	立岩平右衛門	200	100	御目付
今村段右衛門	175	100	御先物頭	笹川治兵衛	150	100	若殿様御目付
河村仙右衛門	150	100	御奉行	比企文左衛門	200	100	大番三番筆頭
秋田八左衛門	200	100	御目付次	井原丞助	150	100	御先物頭
中村太郎左衛門	150	100	御側物頭	三寺與右衛門	150	100	御旗奉行
浅見七十郎	150	100	御奉行	沢木金右衛門	100	50	御旗奉行次席
服部吉左衛門	150	100	札所御目付	井上孫左衛門	150	50	御旗奉行次
浅見忠右衛門	150	100	御開番	猪子十兵衛	100	50	御旗奉行次席
三沢勘左衛門	200	100	御普請奉行	榎並伝十郎		50	
小林又右衛門	200	100	御奉行	波々伯部又四郎	100	50	若殿様御付御側指南役
津田藤左衛門	150	100	新番頭	高江善四郎	100	50	御膳番

※与力の知行 400 石分を含む

おわりに―今後の展望―

最後に新たに生じる疑問点と今後の展望を述べてまとめたい。まず、明里御蔵出はいつから存在したのだろうか。明里御蔵出という記載のある資料は、今のところ安永給帳のみであるが、明里御蔵出という存在が安永期だけのことなのか、あるいは貞享三年以降の歴代藩主の給帳においても、記述されていないだけで、同様の存在がいたと考えてよいのか、判断に悩むところである。

次に、明里御蔵出の該当者の多くは福井以外の居住であるが、その者たちに文字通り明里御蔵から蔵米が給付されていたのだろうか。銀や手形での給付、あるいは大坂や江戸の藩の蔵屋敷から蔵米を給付した方が効率はいははずである。大正期の資料だが鈴木準道の「福井藩役々勤務雑誌」には、藩の各御蔵から米の輸送量についての記載があり、その中に米そのものだけでなく、手形での輸送の記載もある¹⁵。そのあたりも加味し、実際にどのように明里御蔵出に知行が給付されていたのかを検討する必要がある。

そして、仮に明里御蔵出が明里御蔵から蔵米を給付されていたとして、藩の他の御蔵（三国・広瀬・松岡）にはそうした存在（御蔵に紐づけされた御蔵出）はいなかったのだろうか。勝見宗左衛門家文書に松岡御蔵から明里御蔵への米の輸送に関する資料が残されており、他の御蔵は明里御蔵のバックアップ的な立場であったことは¹⁶うかがえるが、一度検討する価値はあると思う。いまだ不明な点が多いが、御蔵出や今回判明した明里御蔵出に該当する給人の資料に

手がかりがある可能性もあるので、今後も地道に関連資料の収集と研究に励みたいと考えている。

註

- (1) 福井県文書館保管松平文庫「安永八亥年知行給帳」（松平文庫追加分）。
- (2) 「御代官附十四領分給人高付村別帳」（福井市史資料編4）福井市、一九八八年、七四五頁。
- (3) 『福井市史通史編2近世』福井市、二〇〇八年、二二八頁。
- (4) 延宝四年（二六七六）と宝永元年（二七〇四）の成箇帳で蔵入地分を比較すると、前者が一七万六九七二石余りなのに対し、後者は領地が半減にしているにも関わらず一八万二〇二二石余りと微増している。宝永期以降の成箇帳の蔵入地には御蔵出分が含まれていることに起因している。
- (5) 前「徳正院様御代御家給帳（松平宗矩給帳）」（前掲『福井市史資料編4』二九三頁、後「斉承公御代給帳（松平斉承給帳）」（同「三三〇頁」）。
- (6) 宗矩給帳において五拾人扶持で記載される西尾久作家の知行高の推移を藩士履歴で確認すると、一〇〇〇石（貞享の半知以後）↓一〇〇人扶持（正徳二年）↓五〇人扶持（享保元年）↓三五〇石（延享三年）と推移し、地方↓扶持米取↓御蔵出と変化している。これは家督相続の時に相続者が元服前であるため、知行取からいったん扶持米取とされ、元服後にあらためて知行を与えられているためである。宗矩給帳では一〇〇人扶持や五〇人扶持など扶持米取としては大身の藩士が複数みられる。西尾のように、元は地方・御蔵出に相当しながらも扶持米取となっていたものも存在したのではないだろうか。

- (7) 『福井藩士履歴6みゝわ』福井県文書館、二〇一八年、九〇頁。文政期の資料だが「地方取中給知村別帳」(前掲『福井市史資料編4』七四三頁)では村付も確認できる。
- (8) 安永給帳での大井弥十郎の記載を確認すると知行の下に明里御蔵出と記述されているが、次行に書かれた「内五拾石御足高」の下にも明里御蔵出と記述して消した跡がみられる。書き間違えなのか、あるいは「内五拾石御足高」の下に書きたかったが、スペースの都合で消して知行の下に記述したのか。現時点では判別がつかない。
- (9) 『福井藩士履歴4たゝね』福井県文書館、二〇一六年、一〇頁。
- (10) 「重富公近侍姓名」(『松平文庫福井藩史料目録』八九三号)。
- (11) 「諸役人并町在御扶持人姓名(十一) 御本丸」によると、牧村兩名は大坂、木谷は粟ヶ崎(加賀)、橋本は江戸、打它是金沢の用達商人として記載されている(「諸役人并町在御扶持人姓名(十二) 御本丸・一ツ橋・紀州・田安・京都・江戸・大坂・大津・柏崎・丸岡・粟ヶ崎・金沢・敦賀・小浜・遠州・江州・甲州・尾州・参州・駿州・濃州・播州・泉州・武州・紀州」(『松平文庫福井藩政史料目録』九二七号)。
- (12) 『東京市史稿市街篇第四』東京市、一九二八年、三八一頁。
- (13) 『近江・若狭・越前寺院神社大事典』平凡社、一九九七年、二五三頁。
- (14) 「御用諸式目」(『福井県史資料編3』福井県、一九八二年、三頁)。
- (15) 「御蔵米仕訳大意」(『福井藩史事典』歴史図書社、一九七七年、一七〇頁)。
- (16) 「乍恐口上書ヲ以奉願候(舟渡シ大舟破舟ニ付見分願)」(福井県文書館蔵・勝見宗左衛門家文書 B0037-00155)。

中村 安永八亥年給帳にみられる明里御蔵出について